菊陽町農業委員会議事録

平成30年7月10日(火) 開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第4回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年7月10日 (火) 午後3時00分から午後4時45分 開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について
- 第2 議 事
- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定 について
- (3) 議案第3号 農地中間管理機構事業 (農地集積計画) に係る意見決定について
- (5)報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域) について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番	川端	哲男	2番	河北多	安之助	3番	磯部	一輝
4番	堀川	眞助	5番	本田	和寛	6番	内藤	文紀
7番	宮村	澄考	8番	可村	岸雄	9番	坂本	里美

- (2) 欠席委員(0人)
- 3 農地利用最適化推進委員
 - (1) 出席委員(9人)

1番	鍋島	敬一	2番	坂本	哲也	3番	上田	幹雄
4番	新川	栄二	5番	大竹	計理	6番	山下	芳廣
7番	紫藤	淳	8番	古庄	隆光	9番	渡邉	幸伸

- (2) 欠席委員(0人)
- 4 農業委員会事務局職員 事務局長 鍋島 二郎 事務局員 荒木 博光 農地集積専門員 髙山 勇

平成30年度第4回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

開会 午後4時45分

事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名の出席でございますので 菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりま すことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。 委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。 それでは、議長よろしくお願いします。

議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規 定に基づき、議事録を作成しなければなりません。

議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に6番 内藤委員 7番 宮村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題とします。

番号1について、事務局の議案朗読並びに説明を求めます

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。

番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地:原水字向原925番1

地 目:畑

転用面積:394㎡

転用目的は、建売分譲です。

権利は、所有権の移転です。

この議案につきましては、現地調査を7月2日(月)に実施しています。 詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1 $\sim P$ 3 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。(駅からおおむね300m以内の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地はJR原水駅より約300mに位置し、市街地が迫っている第3種農地と判断し、原則転用可能と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番農委員 第1号議案の番号1について、8番委員が説明します。

本申請地は、JR原水駅より約300mに位置しており今後市街化が見込まれる農地です。また、申請地の近隣は最近住宅が建ち始めている上、周辺に申請地以外の農地はありません。転用に伴う影響もないと思われますので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。ありませんか?

事務局 当該申請地と併せ、地図上赤囲いしてある隣接地の雑種地も含めて開発計画されております。転用部分は赤色着色部分です。

申請地の行政区は駅前ですが、それとも光団地ですか。

事務局駅前地区になります。

4番農委員

2番農委員 現地調査資料のP3は、開発した場合の配置図ですか。

事務局

はい、そうです。農地及び雑種地を含んだ場所で、建売分譲4区画を計画されております。

議長

他にありませんか?

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。 全員賛成です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に番号2について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

転用者は議案書のとおりです。

申請地: 久保田字中岡899番1

地 目:畑

転用面積: 498 m²

転用目的は、個人住宅です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を 7 月 2 日 (月) に実施しています。 詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 4 ~ P 6 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。 (おおむね10ha以上の一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則 転用許可不可ですが、転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で 集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外と判断しておりま す。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

2番農委員

第1号議案の番号2について、2番委員が説明します。

本申請地は、北側に農地の広がりがある一団の農地ではありますが、北側

を除く東、西、南側は住宅及び道路に接しており、農地としては比較的面積の小さい農地です。北側に広がる農地の集団性には影響はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。ありませんか?

8番農委員 事務局説明の中に「転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で集

落に接続して設置されるもの」とありましたが、転用者は地元の方です

か。申請住所には熊本市龍田とありますが。

事務局 申請者(譲受人)がそこに住宅を建てその集落に住まわれるということ

です。

8番推進委員 議案書に使用貸借とありますが、どうゆうことですか。

事務局 まず、使用貸借とは無償で貸し借りすることです。今回は譲受人は譲渡

人の義理の息子さんと聞いております。いわゆる親子間の貸し借りになります。一方、利用権のところで出てきますが、賃借は有料で貸し借りを行うことです。小作料など賃料が発生するものは賃借権の設定となり

ます。

1番農委員 集落内開発制度がありますが、今回の申請地もその地域内の農地なので

すか。

事務局はい、そうです。

1番農委員 集落内開発制度については、そのエリア内入っている農地であっても、

転用ができないといった問題が生じていると聞いていますが、どうなの

ですか。

事務局 はい、平成21年に農地法の改正があった際に、集落内開発制度地域内

であっても、住居が2棟以上連なっている集落に1ヶ所でも接続していなければ転用できないということになっております。つまり1番委員がおっしゃる通り集落内開発制度内の農地であっても必ず転用できるわ

けではありません。

事務局 他にありませんか?

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号2の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」と

して意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地 法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みで あります。

菊陽町長より平成30年7月2日付けで農用地利用集積計画についての 意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が19件の27筆で合計面積60,068㎡、2の所有権移転が1件の1筆で合計面積1,991㎡です。計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

事務局

議案書の一番左の「担当委員」の欄には、地元の農業委員及び推進委員 を記載しております。地元の農地でどの農家が耕作されているか等ご確 認ください。

議長

よろしいですか?

- 同意の声-

確認が終わったようですので、採決を行います。

第2号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、 原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員替成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業(農用地利用集積計画)について」 を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号と同様に平成30年7月2日付けで、農地中間管理機構事業の 農用地利用集積計画についても意見決定を求められています。議案書のと おり譲受人は熊本県農業公社(農中間管理機構)となっており、案件は4 件の4筆で合計面積12,111㎡です。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか?

- 同意の声-

確認が終わったようですので、採決を行います。

第3号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意 見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しまた。

議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか?

- 特に発言無し -

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。